

土浦市立新生保育所の民間活力導入（民営化）にあたっての諸条件

1 運営全般

- ①移管先事業者が自ら保育所を運営すること。
- ②関係法令を遵守し、市の指導に従うこと。
- ③現在入所している児童（加配の必要な児童を含む）を継続して受入れ、保護者の同意のない費用負担の大幅な増加や、急な運営方針の変更を行わないこと。
- ④移管決定後は、保護者及び地域関係者との話し合いに応じ、地域と一体となった運営に努めること。
- ⑤開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く月曜日から土曜日とすること。ただし、上記を超える開所日を設けることを妨げない。
なお、開所時間は以下のとおりとする。

| 曜日 | 開所時間 |
|----------|--|
| 月曜日から金曜日 | 午前7時30分から午後7時00分までを含む11時間30分以上 (延長保育含む) |
| 土曜日 | 午前7時30分から午後6時30分までを含む11時間以上 |

- ⑥原則として0歳児から5歳児までを受け入れること。
- ⑦移管した保育所の運営は、これまで本市が行ってきた通常保育・特別保育等を維持しながら、私立保育所の持つ柔軟性や効率性を活かした運営を進めること。

2 施設・備品

- ①土地・建物は、原則有償譲渡（25,393,000円予定）とする。ただし、状況によっては有償貸与とし、その価格等については別途協議を行うものとする。
また、移転・建替え等を伴う場合は、事業者が保育所用地を用意し、移管に合わせて建設することとする。
- ②保育用備品等は、原則無償譲渡とし、移管後の利用の有無に関わらず、全てを受け入れるものとする。
- ③移管を受けた土地、建物及び備品等は、当該保育所における保育以外の目的に使用しないこと。
- ④建物の修繕等が必要な場合及び乳児保育に必要な設備等については、事業者が必要に応じて施設整備を行うものとし、その経費については、原則として、国等の補助制度の活用を図るものとする。

3 職員配置

- ①保育にあたる職員は、原則として保育士資格を有する者であること。
- ②保育士の人数については、国の基準に定める配置基準以上とすること。
- ③移管された保育所の所長及び主任保育士は、幹部職員としての能力及び経験を有する者であるとともに、当該保育所の専任職員とすること。
- ④引継ぎ保育については、市と保護者との三者懇談会の内容を踏まえ、適切な期間と職員の配置を定め実施すること。

4 保育

- ①市が要請する特別保育事業（乳児保育・延長保育等）に積極的に取り組み、保育内容の向上に努めること。
- ②市の子育て支援施策を理解し、積極的に協力すること。
- ③集団保育が可能な加配の必要がある児童を原則として受け入れること。

5 給食

- ①栄養管理した献立を作成し、子どもの発達状況に合わせた調理方法に配慮した給食の提供を行うこと。
- ②食中毒予防のため、衛生管理の徹底に努め、調理を行うこと。
- ③食物アレルギーへの対応等個別事情に配慮すること。
- ④食育の充実に努めること。

6 保護者との懇談、苦情解決等

- ①保護者との懇談会を定期的を開催し、保護者の意向の把握に努めるとともに、要望等に誠意を持って対応すること。
- ②苦情解決の仕組み（「苦情解決責任者」、「苦情受付担当者」、「第三者委員の設置」）を整備すること。
- ③日々の保育内容を保護者へ積極的に開示すること。

7 その他

- ①園庭開放や育児相談等の従前の子育て支援事業を行うこと。また、その際には保護者の意向に十分配慮した運用に努めること。
- ②健康診断を関係法令等の定めや入所児童の状況により、適切に実施すること。
- ③民間活力導入前に使用していた制服・帽子等については、移管後3年以上は変更しないこと。ただし、保護者との協議により同意を得た場合はこの限りではない。
- ④移管後も継続して通園する在園児童に対する配慮として、制服・体操服等の購入といった急な費用負担の増加や運営方針の変更は慎むこと。移管前に徴収していた費用以外の負担を保護者に求める場合には、三者懇談会にて協議すること。ただし、保護者の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合はこの限りではない。
- ⑤入所児童の不慮の事故に備え、損害賠償保険及び災害共済給付制度に加入すること。
- ⑥保育環境の変化による子どもの影響を軽減するため、移管のための準備期間中に当該保育所で引継ぎ保育を実施すること。
- ⑦移管前に当該保育所に雇用されていた非常勤保育士等が移管後も就労を希望する場合は、積極的に引き続きの雇用をこす。
- ⑧当該保育所では、放射線除去土壌を所庭の地中に保管している（57 m³）ため、将来建物の建替え等の際には、市と協議すること。（除去土壌については、国の処分方針が決定していないため、原則移動させることができない。また、除去土壌の上に、建物を建築することもできない。）